

熊本高等専門学校ロゴマーク使用に関する申合せ

(趣旨)

第1 この申合せは、本校のロゴマークを、本校教職員以外の者（以下「使用者」という）が使用する場合の取り扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(使用申請)

第2 使用者が、ロゴマークを使用しようとする場合は、次に掲げる事項について事前に申し出て、許可を得るものとする。

- (1) 氏名（団体等の場合は、その団体等の名称及び代表者氏名）
- (2) 住所（団体等の場合は、その団体等の所在地）
- (3) 連絡先電話番号・メールアドレス
- (4) 団体等の事業概要
- (5) 使用目的
- (6) 使用場所・方法等（具体的に使用イメージ図を添付のこと。）
- (7) 使用期間

(使用許可)

第3 前項にかかる許可については、本校の利益、名誉及び信用等を損なう恐れがないか広報戦略室において審議するものとする。

(事務)

第4 ロゴマークの使用に関する事務は、総務課において処理する。

附 則

この申合せは、平成28年5月19日から施行する。

附 則

この申合せは、平成31年4月1日から施行する。